

第2次名張市空家等対策計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について

1. 策定の趣旨

本市では、空家等に関する施策に関し取り組むべき方向性を示すため、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」といいます。）に基づき、2016（平成28）年3月に第1次名張市空家等対策計画を策定しました。

その後、2023（令和5）年には管理不全空家等に対する対策強化のため同法が改正され、本市においても空家等の対策の強化の必要性が増したことから、国及び三重県の動向を踏まえ、より実効性のある取組の実施に向けて、これまでの成果を整理するとともに、空家等の発生抑制や適切な処置、活用などを実施するため、第2次名張市空家等対策計画を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、空家法第7条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めるもので、空家等の効果的な解消を目指し、本市の実情に合わせて計画的に空家等対策を実施することを目的としています。また、本市における上位計画である名張市総合計画「なばり新時代戦略」の基本施策のうち、「ととのえる」において、「家や住環境をととのえます」を基本方針とし、あわせて、なばり新時代戦略（デジタル田園都市構想総合戦略版）や名張市都市マスタープラン等関連計画に即しながら、空家の基本計画として位置付けます。

3. 計画の期間

2026（令和8）年度から2032（令和14）年度までの7年間

4. 計画の内容

資料③「第2次 名張市空家等対策計画（素案）」とおりです。

5. これまでの経緯

2024（令和6）年 5月	第1回 空家等対策推進協議会
8月	第2回 空家等対策推進協議会
8月～10月	空き家等実態調査実施
11月	第3回 空家等対策推進協議会

2025（令和7）年 3月	第4回 空家等対策推進協議会
4月～5月	空き家所有者アンケート実施
5月	第1回 空家等対策推進協議会
8月	第2回 空家等対策推進協議会

6. パブリックコメントの実施期間

2025（令和7）年12月1日から26日までの間、パブリックコメントを実施し、意見を募集します。

※ 「空家」の表記について

「空き家」と「空家」の表記については、一般名称と法律用語が混在することから、「空家」に統一して表記しています。

なお、「空き家バンク」や「空き家等実態調査」等の固有の名称については、そのままの表現としています。